

## クーリング・オフについて

クーリング・オフとは、一定の期間内であれば違約金などなく無条件で、一方的な意思表示のみで申し込みの撤回や契約の解除ができる制度で、不動産特定共同事業法第 26 条第 1 項の定めにより、契約時成立書面を受領した日から起算して、8 日を経過するまでの間、弊社に対して書面（別紙 1）にて通知することで当該不動産特定共同事業契約を解除することができます。

1. クーリング・オフ及び中途解約による契約解除書面は、下記の宛先までご郵送ください。

※郵送料はお客様のご負担となります。

〒163-6009

東京都新宿区西新宿 6 - 8 - 1 住友不動産新宿オークタワー 9 階

株式会社ベルテックス

営業推進部 不動産ファンド課

2. 契約解除書面の確認がとれましたら、出資金の返還をいたします。その場合、弊社よりご連絡を差し上げる場合がありますので、その旨ご了承下さい。

3. ご希望される方は、別紙 1（クーリング・オフ）に全ての事項をご記入うえ、弊社までご郵送ください。

#### 【ご注意事項】

1. クーリング・オフ届出書の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力をいただけない場合、クーリング・オフ届出書に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
2. クーリング・オフ届出書を送付後、10営業日が経過しても当社から「クーリング・オフ確認書」が届かない場合は、お問い合わせフォームからご連絡ください。
3. クーリング・オフ届出書により、一度申し込みを撤回し、又は契約を解除した場合には、対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申し込みができる場合がありますが、それ以外の場合は、原則として当該案件に対する再度のお申し込み及び契約の締結を行うことができませんので、ご注意ください。
4. その他、クーリング・オフ制度又はクーリング・オフ届出書に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2022 年 3 月 1 日

## 中途解約について

### 1. 中途解約の実施

中途解約は原則できません。

### 2. その他中途解約に関するお問い合わせ方法

その他、中途解約に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2022 年 3 月 1 日

【別紙 1】

## 契約解除通知書（クーリング・オフ）

匿名組合契約第 15 条第 1 項に基づき、下記契約を解除いたします。

契約年月日      年      月      日

商 品 名 \_\_\_\_\_

申込金額 \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_ 年      月      日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_